

農

2010/10/10~11
in名古屋

世界をめざして

良性を祝おう!



「遺伝子組み換え技術の基本的問題点」金川貴博さん(京都学園大学)、「遺伝子組み換えナタネ自生問題」河田昌東さん(遺伝子組み換え情報室)、「自生調査から見えること」八田純人さん(農民連食品分析センター)

西オーストラリアでは、多国籍企業のモンサント社が政府の研究機関などに資金を援助し、協力関係を作っている。政府は2003年モンサント社の検査結果のみでナタネのGM種子を認可した。小麦や大麦もGMの認可の方向。モンサント社の戦略は在来種を市場



ジュリー・ニューマンさん

オーストラリア「憂慮する農民連盟」の全国スポークスマン。西オーストラリアの農地を所有、種子会社も経営。オーストラリアの政策協議会メンバー。

「生物多様性問題、GM問題は、近代以降の市場経済優先の考え方から生まれてきた問題と言える。これは、現代社会の根本的な問題だ。地球上のすべての生物は互いに助けあって共存している。このように価値観を変えていかなければならない。それは、文明の転換をも意味している。MOP5の作業部会が、そうした観点に立って、最大の成果を挙げることができるよう、市民ネットはバックアップしていきたい」と高山進さん(生物多様性条約市民ネットワーク共同代表)が挨拶。続いて国内スピーカーや海外ゲストによる報告が続いた。多くの科学者や活動家が国内外で、力強くGM問題を研究・活動している。

プラネット・ダイバーシティ・フォーラム

2009年5月、遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーンの呼びかけで、生物多様性を考える市民ネットワーク(MOP5市民ネット)が設立。日本で行われる第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)とカルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)を照準に活動してきました。
2010年10月11日から、名古屋市にてCOP10/MOP5が開催されました。MOP5市民ネットは同市にて10月10日、プレイイベントとして「生物の多様性はすばらしい・祝おう」をコンセプトに屋外イベントやパレードに取り組みました。翌11日には、フォーラムを開催し、遺伝子組み換え(以下GM)に反対する国内外の専門家や活動家を共にする人々と報告会やパネルディスカッションを行い、MOP5市民提言を採択しました。
屋外イベントには延べ6000人、パレードには約1000人、フォーラムには300人以上(グリーンコープからは各単協の理事長他22人)が参加し、熱気あふれる取り組みとなりました。

講演 遺伝子組み換え作物を容認してしまえば、拡散を止めることはできない

講師 パシー・シュマイザーさん

1996年カナダ政府はGMを認可。GM種子を使えば収穫は増え、農業を減らすことができ、栄養価も高くなり、持続可能な農業で世界の飢餓に貢献できると、モンサント社はアピール。しかし、実態は全く逆であった。GM作物であることから価格は下がり、栄養価は有機農産物の50%、農薬の使用量は4~5倍。使用しはじめて一年で農場のあちこちにスーパー雑草が育ち、駆除にもコストがかかる。しかも、GMを使用した農場と何キロにも及ぶ緩衝地帯を作っても、風や虫や鳥や人などの媒介による汚染を防ぐことはできない。

私はカナダで自家栽培した種子で品質のよいナタネを栽培、安定した農業を営んでいた。ところが、知らない間にGMナタネが農場の片隅に自生していたことから、契約をしたことがないのにモンサント社に種子の使用量の請求を受けた。裁判の結果、いかなる理由であれ、2%以上モンサント社の品種があれば特許侵害にあたり、種子も収穫物もすべてモンサント社のものであるという判決となった。自分たちで育生した種子が認められず、農家はナタネを栽培しようとするのが必然的にGM作物を栽培せざるを得ない状況が生まれるのだ。世界の多くの農家がこの問題で苦しんでいる。日本はまだ、選択の余地が残されている。GM作物の栽培を阻止しなければ、農業は種子と食料の独占を狙うアグリビジネスの思うままになってしまうのだ。

パシー・シュマイザー：カナダの農家。モンサント社を相手に裁判闘争を行う



デビット・ツイストさん

環境に配慮した農業を行っている地域に依存し、GM汚染がないことを証明するために検査を行った。しかし、山奥で採取されたト

も安定して得ることができるといえることは、その作物の遺伝的多様性による。北米との自由貿易協定によりGMトウモロコシなどが自由に入るようになったことから起こった現象。他でも同様のことが起こり得る。農家はGM種子であるかどうか見分けることはできず、

的加工品の特長が失われることになる。こうした問題

の人々にとって主食の問題。多くの零細な農家が、多



パネルディスカッション



田原さん 奥田さん

- ・コーディネーター 天笠啓祐さん(MOP5市民ネット共同代表)
- ・パネリスト 石川豊久さん(遺伝子組み換え食品を考える中部の会) 田原幸子さん(グリーンコープ生協ふくおか理事長) 奥田富美子さん(グリーンコープ生協おおい理事長) 赤堀ひろ子さん(生活クラブ生協連合会) 小林和子さん(生活クラブ生協エスコープ大阪)

自生GMナタネ汚染調査の取り組みのようすと成果

天笠 ナタネの自給率が限りなく0%に近い日本では、海外に輸入依存せざるを得ない。輸入されているナタネのほとんどがGMナタネ。輸入港から製油工場などに輸送する過程でこぼれたGMナタネが自生している状況が、現在各地で見られている。GMナタネの自生調査は、6年という調査期間や規模において世界でもまれな市民による科学調査といえる。

奥田 2005年、初めての自生GMナタネ調査で自生があることを知って、GM食品を食べなければいいという問題ではないと実感した。GM問題をアピールするためにGMフリーゾーンと書いたガーデニングを作り、家庭菜園などに設置するように販売し、売上げの一部で生産者の畑に看板を立て、多くの人に知ってもらいたいと思っている。

田原 自分たちの地域のようすを知ろうと2005年からGMナタネの自生調査をはじめた。ナタネの輸入港である博多港周辺にGMナタネの自生が非常に多い。調査5年目には組合員によ

赤堀 1996年に日本がGM食品の取り扱いを認可。1997年から表示運動などに取り組んできた。自生調査も2005年から取り組んでいる。日本の自然環境を守るためにはGM汚染を意欲する市民の目が必要だ。より多くの人に知らせていきたい。

生物多様性を守る食と農 GMOのない

地球の多様



名古屋市内を「遺伝子組み換え NO!」とアピールするグリーンコープからの参加者



MOP5市民提言

提言1:カルタヘナ議定書第27条「責任と修復」補足議定書を被害者と環境を真に護る国際制度に

1. 予防原則（慎重原則）によるリスク管理にもとづいた国際制度を求めます。
この原則は、公害病やアスベスト被害など過去の教訓から学び、危険性について科学的に証明されていない場合でも、あとで取り返しがつかない被害を出さないよう、念のために対策を取るという原則です。LMOによる過去の過ちを繰り返さないために不可欠の原則です。
※ LMO＝人間が操作して作る生命操作生物。遺伝子組み換え生物に細胞融合生物を加えたもの
2. 対象物質として、LMOのみならず、LMO およびその生成物を含めることを求めます。
近年、現実の被害はLMOそのものだけでなく、その生成物によって間接的に起きる可能性があることを示す科学的知見が発表されています。
3. 事業者の定義を広範囲の事業者を含むものにするを求めます。
LMOの国境を越える移動には、様々な事業者が関わります。汚染者負担の原則にもとづき、製造物責任法（PL法）同様、損害の直接の原因となった事業者（その多くは中小の零細企業や農家）だけでなく、損害の原因となったGM種子などのLMO開発メーカーや販売業者にも修復・賠償義務を課す必要があります。
4. 民事賠償規定を補足議定書に明記することを求めます。
5. 損害を発生させた事業者は、故意や過失がなくても、賠償責任を負うという無過失責任（厳格責任）を基準とすることを求めます。
6. 財政的保障制度を明記することを求めます。
開発、販売以外の事業者のほとんどは中小企業であるため、賠償能力がありません。このため、加害事業者の倒産に備えた基金や保険の義務付け、被害者が泣き寝入りされないような制度にすることが不可欠です。

提言2:カルタヘナ国内法の改正

1. GMナタネの自生、野生化、交雑に見られるように、GM作物による生物多様性への制御不能事態に歯止めとなる仕組みを求めます。
2. 現国内法ではGM作物がもたらす生物多様性に対する環境影響評価を交雑可能な近縁の野生植物に限定していますが、人間の健康や農作物を含めた、あらゆる生物への影響を評価し、また、GM作物導入にともなう農法の変化、使用する農薬やその散布の方法の変化、モノカルチャー化の進行がもたらす影響も評価することを求めます。
3. 現在の農水省の指針に基づく交雑防止のための隔離距離を抜本的に見直し、北海道の試験結果をふまえ、花粉の寿命を考慮した隔離距離を設定することを求めます。
4. 北米でGM鮭が開発されるなど、GM動物の種類も数も増え続けています。これまで大学などで繰り返して起きてきた、GM動物逃走などのカルタヘナ国内法違反をなくすよう、規制を強化するとともに、動物の福祉に配慮する形で、国内法の改正を求めます。
5. これまでクローン動物は、LMOから除外されてきましたが、クローン技術は生物多様性と真っ向から対立する技術です。この技術をLMOの中を含めることを求めます。
6. 参議院で採択されたカルタヘナ国内法附帯決議を速やかに実施することを求めます。



ネイティブアメリカンの住居のモチーフを緑の風船で飾る、当日の取り組みのシンボル



さくらドロップによる「青空ライブ」



遺伝子組み換え中部の会のブースでは「自生ナタネの調査活動」などが紹介されていた

「遺伝子組み換えナタネと交雑問題」生井兵治さん（元筑波大学教授）。GMに関する多岐に渡る問題点が指摘された。

海外のゲストからの報告
「GMOフリーゾーン運動韓国状況」パク・チュニョンさん（原州ハンサリ

からなくすことだ。契約すれば、農民は主体的な農業経営をする権利を失ってしまう。

デビット・クイストさん
ノルウェー「憂慮する科学者連盟」メキシコの野生トウモロコシにGMトウモロコシの遺伝子が含まれていることをはじめて発見した科学者

ウモロコシからGM遺伝子を発見。メキシコ人にとっては、トウモロコシがなければ何もはじまらないと言える食物。遺伝的多様性の損失の可能性を意味している。伝統的にその土地にあった作物で、その地域の食生活にもマッチし、収穫量

汚染を止めることはできない。GM作物から作られる食品もGM汚染されていることになり、文化的、伝統

クレア・ウエストウッドさん

が起きないようにあらゆる方策が必要だ。

クレア・ウエストウッドさん
マレーシアに本部がある「農業行動ネットワーク」アジア太平洋に属し、GM作物、特にイネの問題を追及している活動家

イネのGM問題はアジア

籍企業によるアグリビジネスによって蹂躪され、経済的文化的自立性を失い、消費者は選択権を失う。国や民族の壁を越え、生産者と消費者の連帯が必要だ。

生物多様性条約及びカルタヘナ議定書とは

生物多様性条約
地球環境の悪化が叫ばれはじめた1992年、地球環境サミットがブラジルで開催され、国際的な取り決めとして「持続的発展のための地球行動計画IIアジェンダ21」が採択された。同時にラムサール条約やワシントン条約などの特定の地域、種の保存の取り組みだけで生物多様性の保全を図ることができないとの認識から、新たな包括的な枠組みとして自然の生態系の保護を目的とした「生物多様性条約」が成立した。その条約の3つの目的は、
・地球上の多様な生物とその環境とともに保全する
・生物資源を持続可能であるように利用する
・遺伝資源の利用から生ずる利益を公平かつ公正に分配する

カルタヘナ議定書と争点
生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーによって操作された生物（GMO）が環境に悪影響を及ぼさないように管理するための措置を講じるための国際間の取り決めである「カルタヘナ議定書」が作られた。2003年に日本はこの議定書を締結し、2004年国内法

が施行された。
カルタヘナ議定書の中で、最大の懸案は27条「責任と修復」の条項。「改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害について、その責任と救済の分野における国際的な規制及び手続きの方法を発効から4年以内に制定する」とことが記載されていた。しかし、4年後の2007年、合意することができず、その後も合意に至っていない。名古屋でのCOP10/MOP5が最後のチャンスと言われている。

争点となっている条項「責任と修復」は、輸出国から来たGM作物などがGM汚染をもたらした際に、輸入国がどこまで責任を追及でき、修復なり賠償責任を定めることができるかについてだ。GM技術に関しては開発企業が Monsanto など6社、主要な輸出国がアメリカ、ブラジル、オーストラリア、カナダ、アルゼンチンの5カ国（ブラジルを除き議定書の締約国ではない）で、性質は除草剤耐性と殺虫性の2種類。日本は、締約国であるにもかかわらず輸出を代弁するようないな行動をとってきた。今回の名古屋会議の議長国である日本のリーダーシップは参加各国の注目するところだ。